

医療 DX 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用などについて

1. 実施している加算内容について

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024 年診療報酬改定に伴い、訪問看護ステーションひいらぎでは、地方厚生局長などに届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）がオンライン資格確認によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（新）訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

2. 訪問看護医療 DX 情報活用加算に関連する施設基準は以下の通りです。

3つの掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

- 1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
- 2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- 3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること

3. 方法

- 1) 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報などの提供に関する同意書は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 2) 訪問看護では、医療関係者が利用者様宅等を訪問することから、利用者様のなりすましリスクが低いことを踏まえて、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係の元、訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。

※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認システムに最新の資格情報を照会し、取得する。